

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年3月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500389号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500083号

第1 結論

昭和61年4月1日から昭和62年5月1日までの請求期間については、国民年金第3号被保険者の期間とし、かつ、保険料納付済期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月1日から昭和62年5月1日まで

夫が厚生年金保険に加入していたので、私は、国民年金に加入していなかったが、昭和61年に国民年金の第3号被保険者制度ができたので、第3号被保険者の手続を行い、年金手帳の交付を受けた。

しかし、日本年金機構から送付されて来た私の年金記録と夫の年金記録を比べると、私の第3号被保険者期間と夫の厚生年金保険被保険者期間が相違していたので、年金事務所に照会したところ、請求期間の第3号被保険者の記録が取消しになっていると説明を受けた。

請求期間当時、私は、収入が無く夫の健康保険の被扶養者になっていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、基礎年金番号(*)とは別の国民年金手帳記号番号(*)に係る年金手帳を所持しているところ、当該年金手帳を見ると、昭和61年4月1日付けで国民年金の第3号被保険者資格を取得した旨が記載されており、請求者の同番号に係るA県B市の国民年金被保険者名簿を見ると、同日付けで第3号被保険者資格を取得し、昭和62年4月21日付けで第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が行われた旨の記載が確認できる。

また、オンライン記録によると、前述の国民年金の第3号被保険者資格の取得及び種別変更の記録は、入力処理が一旦行われた後、昭和63年3月24日に全て取り消され、未加入期間とされていることが確認できるが、日本年金機構C事務センター(当時)は、当時の取消処理に係る処理票等の関係書類は、既に廃棄済みである旨回答しており、その取消理由は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求者の夫は、請求期間の全期間について厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、請求者は、「請求期間当時は、無収入であり、夫の健康保険の被扶養者になっていた。」旨陳述しているところ、請求者の知人及び姉は、「請求者は、請求期間当時、専業主婦であった。」旨陳述しており、請求期間当時、請求者が第3号被保険者資格の該当要件を満たしていなかった事情は見当たらない上、請求者は、請求期間後に、その夫が厚生年金保険被保険者となっている7期間全てについて、第3号被保険者と記録されていることを踏まえると、請求者の陳述内容に不自然な点は見受けられず、請求者に係る請求期間の第3号被保険者資格を取り消し、未加入期間とする合理的な理由は見当たらない。

加えて、前述の取り消された請求者の国民年金の被保険者資格のうち、昭和62年4月21日付け第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更について、請求者の夫に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、同日付けで国民年金の第1号被保険者資格を取得しており、請求

者の夫に係るオンライン記録においても、同日付けで同被保険者資格の取得処理が一旦行われているが、同日時点において、請求者の夫は、厚生年金保険被保険者であり、その資格喪失日が同年5月1日であったことから、第1号被保険者資格の取得日が同年4月21日から同年5月1日に訂正されていることが確認でき、前述の事情を踏まえると、請求者に係る第3号被保険者期間も同年5月1日まで引き続いていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者の請求期間は、国民年金第3号被保険者であった期間であり、保険料納付済期間に該当していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500669号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500247号

第1 結論

1 請求期間②のうち、請求者のA社における平成19年9月1日から平成21年8月1日までの期間及び平成22年5月1日から平成23年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年9月から平成20年11月までの標準報酬月額については9万8,000円から32万円、平成20年12月及び平成21年1月の標準報酬月額については9万8,000円から30万円、平成21年2月及び同年3月の標準報酬月額については9万8,000円から26万円、平成21年4月の標準報酬月額については9万8,000円から22万円、平成21年5月から同年7月までの標準報酬月額については20万円から22万円、平成22年5月から同年8月までの標準報酬月額については20万円から38万円、平成22年9月から平成23年8月までの標準報酬月額については20万円から41万円、平成23年9月の標準報酬月額については20万円から38万円とする。

平成19年9月1日から平成21年8月1日までの期間及び平成22年5月1日から平成23年10月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年9月1日から平成21年8月1日までの期間及び平成22年5月1日から平成23年10月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、請求者のA社における平成20年12月1日から平成21年2月1日までの期間の標準報酬月額については32万円、平成21年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については22万円、平成22年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額については34万円、平成23年9月1日から平成24年10月1日までの期間の標準報酬月額については41万円に訂正し、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(平成20年12月、平成21年1月及び平成23年9月は厚生年金特例法による上記訂正後の標準報酬月額を除く。平成21年8月、平成22年4月、及び平成23年10月から平成24年9月までの期間は訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

3 請求期間⑥から⑩までについては、請求者のA社における平成18年6月30日及び同年12月18日の標準賞与額を50万円、平成19年6月29日及び同年12月20日の標準賞与額を40万円、平成20年7月17日の標準賞与額を25万円、平成20年12月19日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成18年6月30日、同年12月18日、平成19年6月29日、同年12月20日、平成20年7月17日及び同年12月19日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年6月30日、同年12月18日、平成19年6月29日、同年12月20日、平成20年7月17日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

4 その他の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

※ 上記訂正を認める記録の概要は、別紙のとおり。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日まで
② 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 10 月 1 日まで
③ 平成 16 年 12 月 20 日
④ 平成 17 年 6 月 30 日
⑤ 平成 17 年 12 月 15 日
⑥ 平成 18 年 6 月 30 日
⑦ 平成 18 年 12 月 18 日
⑧ 平成 19 年 6 月 29 日
⑨ 平成 19 年 12 月 20 日
⑩ 平成 20 年 7 月 17 日
⑪ 平成 20 年 12 月 19 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準報酬月額について、9万8,000円から20万円までの額で記録されているが、実際は、当該標準報酬月額より高い給与を支給されていた。また、請求期間③から⑪までの各期間について、標準賞与額が記録されていないが、実際は、当該各期間に賞与を支給されていた。

これらの期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額について、保険給付の計算の基礎となる記録として、実際に支給された額に見合う額に訂正してほしい。

また、保険給付の計算の基礎となる記録として認められない期間があり、事業主が本来届け出るべき額が確認できる場合については、当該額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

【保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録訂正を認める期間】

請求期間②のうち、平成19年9月1日から平成21年8月1日までの期間及び平成22年5月1日から平成23年10月1日までの期間について、請求者から提出されたA社発行の給与支給明細書により確認できる、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額、及び各月の給与から控除された厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（平成19年9月から平成21年4月までは9万8,000円、平成21年5月から同年7月までの期間及び平成22年5月から平成23年9月までの期間は20万円）よりも高い額である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成19年9月から平成20年11月までの標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる平成19年4月から同年6月までの期間及び平成20年4月から同年6月までの期間の報酬月額から32万円とし、平成20年12月及び平成21年1月の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる平成20年12月及び平成21年1月の厚生年金保険料控除額から30万円とし、平成21年2月及び同年3月の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる平成20年11月から平成21年1月までの報酬月額から26万円とし、平成21年4月から同年7月までの標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる平成21年1月から同年3月までの報酬月額から22万円とし、

平成 22 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる平成 22 年 2 月から同年 4 月までの報酬月額から 38 万円とし、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる平成 22 年 4 月から同年 6 月までの報酬月額及び平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの厚生年金保険料控除額から 41 万円とし、平成 23 年 9 月の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる平成 23 年 9 月の厚生年金保険料控除額から 38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 1 日までの期間及び平成 22 年 5 月 1 日から平成 23 年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、年金事務所が保管する当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（平成 20 年を除く。）及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額を請求者の報酬月額として届出し、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

【保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録訂正を認めない期間】

請求期間①については、A 社に文書照会を複数回行ったが、同社から回答は無く、同社に複数回架電し、事業主及び社会保険事務担当者に対する事情聴取を試みたが、両者ともいずれの時も不在であり、これらの者から、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求期間①のうち、平成 7 年 7 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日までの期間については、請求者から提出された預金通帳を見ると、当該期間に A 社から給与と思われる振込みが確認できるが、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるところ、当該振込額から報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求期間①において、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、請求期間②のうち、平成 21 年 8 月 1 日から平成 22 年 5 月 1 日までの期間及び平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 10 月 1 日までの期間については、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるところ、請求者から提出された給与支給明細書により確認できる、当該期間各月の給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

【保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録訂正を認める期間】

請求者は、請求期間に係る標準報酬月額について、保険給付の計算の基礎となる記録として訂正が認められない場合は、事業主が本来届け出るべきであった記録に訂正してほしいと主張しているところ、請求期間②のうち、平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 2 月 1 日までの期間、平成 21 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 10 月 1 日までの期間については、前述の給与支給

明細書により、当該期間の標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる報酬月額から、平成20年12月及び平成21年1月は32万円、平成21年8月は22万円、平成22年4月は34万円、平成23年9月から平成24年9月までは41万円に訂正することが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額については、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（平成20年12月、平成21年1月及び平成23年9月は厚生年金特例法による上記訂正後の標準報酬月額を除く。平成21年8月、平成22年4月、及び平成23年10月から平成24年9月までの期間は訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

【保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録訂正を認める期間】

請求期間⑥について、請求者は当該期間に係る賞与支給明細書を所持していないものの、請求者から提出された預金通帳を見ると、A社から、月例の給与と思われる月1回の定期的な振込みのほか、平成18年6月30日及び同年12月18日に賞与と思われる振込みが記帳されているところ、当該振込額（いずれも40万9,253円）は、請求者から提出された同年12月18日支給分の賞与支給明細書に記載されている厚生年金保険料等控除後の差引支給額と同額である上、仮に、支給明細書の無い平成18年6月分賞与及び同年1月分から同年11月分までの給与のそれぞれの支給額及び厚生年金保険料控除額が、支給明細書の有る同年12月18日分賞与及び同年12月分給与と同額であったとみなして算出した同年1年間の支払金額及び社会保険料控除額は、請求者から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票により確認できる年間の「支払金額」及び「社会保険料等の金額」と一致することから、請求者は、同社から、平成18年6月30日についても同年12月18日に支給された賞与額と同額の賞与（50万円）の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により、当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑦から⑩までについて、請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、請求者は、A社から、平成18年12月18日に50万円、平成19年6月29日及び同年12月20日に40万円、平成20年7月17日に25万円、平成20年12月19日に20万円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により、当該各賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑥から⑩までの標準賞与額については、前述の賞与支給明細書及び預金通帳等により確認又は推認できる賞与額から、平成18年6月30日及び同年12月18日は50万円、平成19年6月29日及び同年12月20日は40万円、平成20年7月17日は25万円、平成20年12月19日は20万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成18年6月30日、同年12月18日、平成19年6月29日、同年12月20日、平成20年7月17日及び同年12月19日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について、事業主から回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められな

い。

【保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録訂正を認めない期間】

請求期間③、④及び⑤については、前述のとおり、A社に文書照会を複数回行ったが、同社から回答は無く、同社に複数回架電し、事業主及び社会保険事務担当者に対する事情聴取を試みたが、両者ともいずれの時も不在であり、これらの者から、請求者の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者から提出された預金通帳を見ると、請求期間③（平成16年12月20日）、請求期間④（平成17年6月30日）及び請求期間⑤（平成17年12月15日）にA社から賞与と思われる振込みが確認できるが、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき標準賞与額の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であるところ、当該振込額から賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求期間③、④及び⑤において、請求者が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③、④及び⑤について、請求者が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別紙

請求者の氏名： 男

基礎年金番号：

【標準報酬月額】

請求期間②の訂正後の標準報酬月額については、次のとおり。

期 間	訂正前の記録	訂正後の記録	
		保険給付に反映する記録	保険給付に反映しない記録
平成 19 年 9 月から平成 20 年 11 月まで	9 万 8,000 円	32 万円	—
平成 20 年 12 月及び平成 21 年 1 月	9 万 8,000 円	30 万円	32 万円
平成 21 年 2 月及び同年 3 月	9 万 8,000 円	26 万円	—
平成 21 年 4 月	9 万 8,000 円	22 万円	—
平成 21 年 5 月から同年 7 月まで	20 万円	22 万円	—
平成 21 年 8 月	20 万円	—	22 万円
平成 22 年 4 月	20 万円	—	34 万円
平成 22 年 5 月から同年 8 月まで	20 万円	38 万円	—
平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月まで	20 万円	41 万円	—
平成 23 年 9 月	20 万円	38 万円	41 万円
平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月まで	20 万円	—	41 万円

【標準賞与額】

請求期間⑥から⑪までの訂正後の標準賞与額については、次のとおり。

期 間	訂正前の記録	訂正後の記録
		保険給付に反映する記録
請求期間⑥ 平成 18 年 6 月 30 日	—	50 万円
請求期間⑦ 平成 18 年 12 月 18 日	—	50 万円
請求期間⑧ 平成 19 年 6 月 29 日	—	40 万円
請求期間⑨ 平成 19 年 12 月 20 日	—	40 万円
請求期間⑩ 平成 20 年 7 月 17 日	—	25 万円
請求期間⑪ 平成 20 年 12 月 19 日	—	20 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500793号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500249号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年3月25日から同年3月26日に訂正することが必要である。
その余のA社に係る請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。
- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年3月25日から同年4月1日まで
② 平成10年12月26日から平成11年1月21日まで

請求期間①については、A社に退職を申し出たところ、昭和49年3月末まで勤務してほしいと言われたので、同日までは勤務すると伝え、それまでに退職後のアパート探しや引っ越しをする予定であった。しかし、同年3月25日まで引っ越しができなかったため、同年3月26日から同年3月31日までは有給休暇を使って休むと伝え、アパート探しや引っ越しを行った。同年3月分の給料支払明細書を見ると、同年3月25日分までしか給料をもらっていないが、同年3月31日まで同社に在籍しており、同年3月分給与から厚生年金保険料が控除されている。

また、請求期間②については、B社に平成11年1月20日まで勤務しており、平成10年12月分の給料明細書を見ると、給与から厚生年金保険料が控除されている。

請求期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、昭和49年3月25日については、雇用保険の記録及び請求者から提出された給料支払明細書により、請求者がA社に継続して勤務していたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年3月26日に訂正することが妥当である。

なお、厚生年金保険法第19条により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されているところ、前述の訂正後の資格喪失日(昭和49年3月26日)が属する月は、訂正前の資格喪失日(昭和49年3月25日)が属する月と同じ昭和49年3月であり、当該月は資格を喪失した月であることから、年金給付の計算の基礎とはならない期間となる。

一方、請求期間①のうち、昭和49年3月26日から同年4月1日までの期間については、前述の給料支払明細書において、当該期間に係る給与の支給が確認できないところ、請求者は、「昭和49年3月26日以降は、A社で勤務していない。同年3月26日以降の3月中の期

間については、有給休暇を使って休むと伝えたが、給料支払明細書を見ると給与は支払われていない。」旨陳述しており、事業主は、「請求期間①当時の資料を保存しておらず、有給休暇等については確認できない。請求者が所持する給料支払明細書において昭和 49 年 3 月 25 日までしか給与を支払っていないのであれば、請求者の勤務は同日までであり、同日が退職日であると考えられる。」旨陳述していることから、当該期間において、請求者が A 社に勤務又は在籍していたことを確認することができない。

また、請求者から提出された給料支払明細書により、昭和 49 年 3 月分の厚生年金保険料控除がうかがえるところ、当該保険料について、事業主は、「請求者の退職日は昭和 49 年 3 月 25 日であり、同年 3 月分の給与から誤って厚生年金保険料を控除したと考えられる。」旨陳述している。

このほか、請求者が請求期間①のうち、昭和 49 年 3 月 26 日から同年 3 月 31 日までの期間において、A 社に勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、昭和 49 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日までの期間において、請求者が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 2 請求期間②について、雇用保険の記録によると、請求者の B 社における離職日は平成 10 年 12 月 25 日であり、当該雇用保険の離職日の記録は同社における請求者の厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録と符合している上、請求者は請求期間②の期間中の平成 11 年 1 月 12 日に、公共職業安定所に求職の申込み及び離職票の提出を行い、求職者給付の受給資格の決定を受けている。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において請求期間②に被保険者記録が有る者のうち、連絡先が判明した 3 人に事情照会したところ、回答のあった 2 人は、「請求者が退職した時期については覚えていない。」旨回答している。

さらに、請求者から提出された給料明細書における厚生年金保険料控除額の変更状況等から、請求期間②当時の B 社における厚生年金保険料控除は翌月控除であったことが推認できるところ、平成 11 年 1 月分の給料明細書を見ると、厚生年金保険料控除額が記載されておらず、請求期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

加えて、B 社は既に解散している上、請求期間②当時の代表取締役も死亡していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を事業主等に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500592号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500082号

第1 結論

昭和36年4月から昭和41年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和41年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行ったことは無いが、国民年金保険料については、国民年金制度ができた昭和36年に、A県B町(現在は、C市)役場から集金に来たので、母が納付してくれた。

また、昭和37年1月に、A県D市のアパートに転居し、後の妻(昭和38年10月*日婚姻)と同居していたが、当該アパートの管理人に、市役所から国民年金保険料を集金に来るからと言われ、毎月、私と妻の二人分の国民年金保険料を家賃等と一緒に預けるようになった。その後も、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行ったことは無いが、国民年金保険料については、請求期間のうち、昭和36年4月から同年12月までの期間は請求者の母がB町において、昭和37年1月から昭和41年3月までの期間は請求者が夫婦二人分をD市において、現年度納付していたと陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要となる場所、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和41年4月20日にB町において夫婦連番で払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年4月頃に行われたものと推認できる。このことからすると、請求者は、当該時点まで国民年金に加入していないことから、請求期間全ての国民年金保険料を現年度納付することができず、請求者の陳述とは符合しない。

また、前述の推認した国民年金の加入手続時点(昭和41年4月頃)において、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者から請求期間の国民年金保険料を遡って納付したとする陳述は無い。

さらに、請求者の陳述どおりに請求期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となる場所、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B町及びD市における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びD市の国民年金被保険者名簿を見ると、請求期間について、国民年金保険料が納付されていたことを示す記載は無く、請求者が一緒に納付したとする請求者の妻に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び同市の国

民年金被保険者名簿を見ても、請求者と同じく請求期間の国民年金保険料が未納と記録されている。

このほか、請求者及びその母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500615号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500084号

第1 結論

昭和63年4月から平成4年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月から平成4年6月まで

昭和61年2月にA県B市において元夫と店を始めたが、夫婦二人分の国民年金保険料を納付する余裕がなく、先に元夫だけ国民年金に加入した。昭和63年頃には、店の経営も軌道に乗り金銭的に余裕が出てきたので、店の売上金の集金に来ていた金融機関の職員に相談して、私の国民年金についても加入手続を行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、納付を始めた時期は定かではないが、毎月、遡り分から分割納付し、遡り分の納付を終えてからは、現年度分の国民年金保険料を納付していた。国民年金保険料の納付は、前述の金融機関の職員に依頼して行っており、納付する都度、当該職員から領収証書を受け取ったことを記憶している。

領収証書や当時の資料は無いが、請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和63年頃に国民年金の加入手続を行い、納付を開始した時期は定かでないが、請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合には、国民年金手帳記号番号が払い出される所、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により確認できる同番号前後の国民年金被保険者に係る資格取得の入力日及び国民年金保険料の納付日から判断すると、平成5年8月頃に、B市において加入手続が行われたことにより払い出されたものと推認でき、昭和63年頃に加入手続を行ったとする請求者の陳述とは符合しない上、当該推認した加入手続時点において、請求期間の大部分の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、請求者の陳述どおりに請求期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となる所、社会保険オンラインシステムにより請求者が間違われたことがあるとする氏名を含む複数の読み名による氏名検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、先に過年度分から分割納付を始め、過年度分の納付を終えた後に現年度納付した旨陳述しているが、請求者はその納付開始時期を記憶していない所、オンライン記録によると、前述の推認した加入手続時期(平成5年8月頃)直後の平成5年9月3日から現年度納付が開始され、その後の平成6年8月8日から過年度納付が行われており、このことも請求者の陳述とは符合しない上、当該過年度納付が開始された同日時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500787号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500246号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月1日から昭和50年4月1日まで

昭和49年4月1日からA社にアルバイトとして勤務し、フルタイムで一年間勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の記録が無い。

勤務し始めてから、上司に社会保険と年金に入るかどうかを聞かれ、「入ります。」と返事したところ、給与から保険料が引かれていたことを記憶しており、また、昭和49年6月及び同年12月には寸志ながら給与が支給されたことも記憶している。請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された昭和49年5月4日付け「臨時職員の採用について」の起案書、政府管掌健康保険に係る被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書、並びに同社の回答から、請求者が、請求期間のうち昭和49年5月7日から同年7月6日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、事業所番号等索引簿によると、A社は、請求期間当時、政府管掌健康保険のみの適用事業所であり、請求期間のうち昭和49年4月1日から同年9月23日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社から提出された、B公共職業安定所長からA社宛てに発行された請求者に係る求職者紹介状は、昭和49年5月4日付けである上、同社から提出された請求者の履歴書には、「昭和49年5月5日現在」と記載されており、いずれの日付も請求者が政府管掌健康保険に加入した日(昭和49年5月7日)と時期が符合している。また、前述の請求者の政府管掌健康保険に係る被保険者資格喪失確認通知書には、「昭和49年7月6日退職」と記載されている上、請求期間にA社において被保険者記録が有り、連絡先の判明した9人に照会したが、回答のあった7人全員が請求者を記憶していないことから、請求期間のうち、昭和49年4月1日から同年5月6日までの期間及び昭和49年7月7日から昭和50年4月1日までの期間について、請求者の勤務実態を確認することができない。

さらに、A社は、「請求者の給与に関する資料は無い。」旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500801号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500248号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

A社に昭和58年4月5日から昭和61年8月31日まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失年月日が同年8月31日と記録されているため、同年8月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

給与明細書などを提出するので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和61年8月分給与明細書及び請求者の雇用保険加入記録から、請求者が請求期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社の担当者は、「当社で保管している記録には、請求者の資格喪失年月日を昭和61年8月31日と記録していることから、A社は、請求者の給与から昭和61年8月分の厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

また、前述の昭和61年8月分給与明細書を見ると、1か月分の厚生年金保険料が控除されているが、B社は、「厚生年金保険料の控除方法は、翌月控除であった。」旨回答している上、請求者から提出された給与明細書を見ると、厚生年金保険料率又は請求者の標準報酬月額が改定された月の翌月の給与から、当該改定後の厚生年金保険料が控除されていることが確認できること等から、昭和61年8月分給与明細書に記載されている1か月分の厚生年金保険料は、昭和61年7月分の保険料であると考えられる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500840号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500250号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年4月
② 平成17年4月

A社の賞与支払に係る年金記録の確認文書が年金事務所から届いたので、賞与に係る年金記録の照会を行ったところ、B社又はA社から支給された請求期間①及び②の賞与に係る年金記録が漏れていることが分かった。

資料は無いが、請求期間①及び②の賞与に係る年金記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、B社及びA社の担当者は、「平成15年4月賞与支払に係る年金記録が無い事情は、C年金事務所に聞いてください。平成17年4月賞与支払については、既に資料が無いため分からない。これをもって回答とし、文書回答はしない。」旨陳述していることから、当該期間①及び②に係る事業主の賞与支払及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、A社が加入しているD健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳には、請求期間①及び②の賞与の記録は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間①及び②当時の給与及び賞与の振込銀行であったとするE銀行F支店から提出された請求者に係る普通預金元帳(写)の入金記録を見ると、平成15年4月は1件、平成17年4月は2件の振込みがあり、その振込日がいずれも25日であるところ、給与及び賞与の支給日等に係る請求者の陳述から、双方の月の各1件の振込みは月例の給与、他の1件の振込は出張旅費等立替払経費の精算金に係るものと推認され、このほかに、当該各月における入金はない。

このほか、請求者の請求期間①及び②において、請求者に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②においてB社又はA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。